

第6回総務経済常任委員会・厚生文教常任委員会
合同委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和8年7月31日（金曜）		午前9時30分 開会	
	休憩 9:34-9:35 10:00-10:01 10:07-10:09 10:12-10:12 10:12-10:20			
	10:20-10:30 10:37-10:38 10:41-10:42 午前10時43分 閉会			
	休憩時間：0時間24分		会議時間：0時間49分	
会 議 場 所	役場3階 委員会室			
出 席 委 員 氏 名	委員長 立川 美穂	委 員 中田智恵子	委 員 伊藤 稔	
	副委員長 中村 和宏	委 員 小笠原 等	委 員 菊池 秀明	
	委 員 西尾 一則	委 員 木村 淳彦		
	委 員 常通 直人	委 員 堀切 忠		
	委 員 渡辺洋一郎	委 員 鈴木 健充		
	委 員 橋本 和仁	委 員 早苗 豊	議 長 梶澤 幸治	
説 明 員	政策推進課長	有澤 勝昭	スポーツ振興係長	梅森 祐之
	課長補佐	中田 雅彦		
	生涯学習課長	江崎 健一		
参 考 人				
欠 席 委 員 氏 名	委 員 正村紀美子			
事務局職員	事務局長 安田 敦史	総務係長 竹川 恭史	総務係主査 大石真澄	

1 開 会

立川委員長（厚生文教常任委員会）が開会を告げ、正村紀美子委員の欠席を報告し、事務局から委員会の日程について説明をする。

2 議 件

(1) 調査事項

ア 全国高等学校野球選手権大会出場に対する助成について 資料 1-1、1-2

- ・委員長：本日の調査について、手順を説明する。資料説明は一括とし、その後、資料ごとに質疑を行い、最後に全体の質疑とする。異議ないか？
- ・（異議なし）
- ・委員長：資料の説明を求める。
- ・生涯学習課長：資料説明。
- ・委員長：最初に資料1－1について、質疑はないか？
- ・菊池委員：全国高等学校野球大会出場に対する助成要項を廃止し、全国全道大会等出場者に対する町費助成要項へ統合した理由と、従来制度からの改善点は？
- ・生涯学習課長：これまで、全道・全国大会に関する要項が2つ存在することについて、議会から一本化すべきとの指摘があったため、既存の全国全道大会等出場者に対する町費助成要項へ統合したものである。内容は従来 of 制度を踏襲し、300万円以

内を助成することとしている。

- ・木村委員：甲子園大会は町のPRにもつながることから、町長が出席できない場合も、副町長や教育長など町を代表する者を派遣する考えはなかったのか？
- ・政策推進課長：学校から支援要請と併せて応援要請があったため、町長、副町長、教育長の日程を調整したが、大会期間を通して出席が困難と判断し、今回は派遣に係る補正予算を見送ったものである。
- ・木村委員：大会期間中に出席できる可能性も考慮し、予算を計上した上で、出席できなかった場合は不用額として整理する方法もあったと思うが、その方法を採用しなかった理由は？
- ・政策推進課長：補正予算を計上するには不確定要素が大きく、現状のスケジュールでは予算計上は困難と判断したものである。
- ・渡辺委員：今回の要項統合は、高校野球のみを特別扱いせず、他の競技や文化活動との公平性や制度の分かりやすさを高めることが目的という理解でよいのか？
- ・生涯学習課長：これまでの議会からの指摘もそのような趣旨であると認識しており、委員の理解のとおりである。
- ・委員長：他にないか？
- ・(質疑なし)

- ・委員長：次に、資料1-2について、質疑はないか？
- ・木村委員：高校野球は地域の誇りや一体感の醸成、町のPRなど、他の大会とは異なる効果があると考ええる。別表3は要項のどの規定に基づくものか？
- ・生涯学習課長：第5条の助成割合等に関する規定のうち、町内に所在する高等学校が別表に記載された全国大会へ出場する場合に適用する規定に基づくものである。
- ・木村委員：高校野球を特別に扱う理由が分かるよう、別表3や関係規定の表現を今後整理すべきと考えるが、見解は？
- ・生涯学習課長：本要項は令和9年度予算に向けた見直し対象事業の1つである。今回、まず高校野球に関する要項の統合や他の部活動の明記を行ったが、今後は委員の意見も踏まえ、全面改正または一部改正を含めて要項全体を検討する。
- ・常通委員：別表1及び別表2に記載されている「ほか」とは、どのような競技や活動を想定しているのか？
- ・生涯学習課長：体育・文化活動は多種多様であるため、明記されていない競技や活動についても助成対象として扱えるよう、「ほか」と記載しているものである。
- ・常通委員：芽室町発祥のゲートボールが学校教育分野に明記されていないことや、「ほか」の表記が分かりにくいことから、次回見直しの際に整理すべきと考えるが、見解は？
- ・生涯学習課長：ゲートボールは現在、社会教育分野に記載している。今後、部活動の地域展開などにより学校教育分野と社会教育分野の区分が変わる可能性もあるため、委員の意見を踏まえて表記の在り方を検討する。
- ・中村委員：学校教育分野と社会教育分野の双方に吹奏楽が記載されているが、社会教育分野では、どのような大会への出場を想定しているのか？

- ・生涯学習課長：芽室小学校及び芽室西小学校にジュニアアンサンブルがあるため、これらの団体が大会へ出場する場合を想定している。
- ・渡辺委員：交通費や宿泊費として助成した経費について、助成先から実績報告を受け、使途を確認しているのか？
- ・生涯学習課長：第6条に基づき、助成を受けた者から収支決算書を添えた結果報告書の提出を受け、交通費や宿泊費などの使途を確認し、精算している。
- ・渡辺委員：高校野球の助成額を300万円以内とした根拠は？
- ・生涯学習課長：平成18年の制度制定時から300万円以内としており、近隣市町村や他自治体の助成状況を参考に設定したものである。対象経費は、応援団経費、引率教員の交通費・宿泊費、大会参加に直接必要な経費などを想定しており、最終的には実績報告に基づき精算する。
- ・鈴木委員：全国大会が北海道内で開催された場合を助成対象外としているが、ウィンタースポーツは道内開催が多い。全国大会である以上、開催地にかかわらず助成すべきではないか？
- ・生涯学習課長：現行規定は従来から変更していないが、令和9年度に向けた見直しの中で、出場者の状況や必要経費など、様々な観点から検討する。
- ・橋本委員：国際大会に関する助成について、対象となる大会や回数をどのように考えているのか？
- ・生涯学習課長：これまで国際大会への助成実績はほとんどない。基本的には日本代表として出場する大会を想定しているが、今後の要項改正の中で確認し、整理する。
- ・委員長：他にないか？
- ・(質疑なし)
- ・委員長：最後に全体を通して質疑はないか？
- ・早苗委員：本制度を町として積極的に周知し、助成していく考えなのか。また、町外の団体で活動する者や町内で学ぶ町外在住者など、対象者の考え方をどのように整理しているのか？
- ・生涯学習課長：小中学生には制度が浸透していると考えますが、それ以外の方にも広く周知できるよう努めたい。助成は申請主義を基本とし、必要な方から申請を受ける考えである。
- ・委員長：他にないか・
- ・(質疑なし)
- ・委員長：質疑を行うため、委員会条例第11条に基づき副委員長と委員長職を交代。(委員長と副委員長交代のため少しの時間休憩)
- ・立川委員：要項第1条では町民の自主的な活動を助成するとしているが、別表3の対象となる町内高校には町外在住の生徒も所属している。要項上の「町民」をどのように整理しているのか？
- ・生涯学習課長：要項上の町民は、基本的に本町に住民票を有する者である。ただし、別表3の運用では、町内高校に在学する町外在住の生徒も含めている。
- ・立川委員：町内高校で学ぶ生徒を町民として捉えるのであれば、その考え方を広く

周知すべきではないか？

- ・生涯学習課長：来年度に向けた要項全体の見直しの中で、対象者や町民の考え方について検討する。
 - ・立川委員：第2条の出場登録者、第4条の交通費・宿泊費、第6条の実績報告は、別表3の対象者にも同様に適用されるのか？
 - ・生涯学習課長：別表3の対象者にも適用されるものである。
 - ・立川委員：300万円の対象経費に応援団経費が含まれるとの説明であるが、応援団は出場登録者に含まれない。別表3は他の助成対象者と同じ運用なのか、それとも別の運用なのか？
 - ・生涯学習課長：別表3では、運用上、応援経費なども対象にしたいと考えているが、現行要項ではその表現が十分ではないため、今後、表記を整理する必要がある。
 - ・立川委員：町内在住者が町外高校から甲子園に出場する場合、町外在住者が町内高校から甲子園やオリンピックに出場する場合など、個人助成の対象をどのように整理しているのか？
 - ・生涯学習課長：町内に住所を有する者が町外高校から出場する場合は、個人助成の対象となる。町外在住者が町内高校から出場する場合は、学校への助成対象にはなり得るが、個人助成の対象外となる。国際大会も基本的に住民票を有する者を個人助成の対象としている。対象者の定義には整理が必要であり、今後明確にしたい。
 - ・立川委員：第4条では、他団体から支援がある場合、その額を差し引くとされているが、別表3にも適用されるのか？
 - ・生涯学習課長：別表3は特別枠として必要経費を確認するものであり、他団体からの支援の取扱いを含め、要項上の表現を整理したい。
 - ・立川委員：高校野球を他の競技と区別して支援する町の政策目的は？
 - ・生涯学習課長：甲子園大会は国民的行事として広く認知され、選手団や応援団を含む大規模な体制と長期滞在が必要になる。また、全国放送を通じた芽室町のPR効果もあることから、特別な支援を行ってきたものである。
 - ・立川委員：別表3の支援には、町民の自主的活動の奨励だけでなく、シティプロモーションの要素も含まれるという理解でよいのか？
 - ・生涯学習課長：その点も含め、要項の目的や表記の在り方を今後整理したい。
 - ・立川委員：野球以外の町内高校からの支援要請について、助成の判断基準や対象経費、助成額をどのように決めるのか？
 - ・生涯学習課長：大会に係る収支計画、他自治体の対応、社会情勢、学校や後援会の負担、他団体からの助成などを総合的に勘案し、個別に判断する考えである。
- (委員長と副委員長交代のため少しの時間休憩)
- ・委員長：他に質疑はないか？
 - ・渡辺委員：白樺学園高校の甲子園出場は町を挙げて応援すべき喜ばしい出来事であるが、公費支出である以上、公平性と説明責任が必要である。別表3の助成は、第2条に定める出場登録者20名を対象とするのか。また、高野連からの滞在費助成との整合性をどのように整理しているのか？
 - ・生涯学習課長：別表3は従来の高校野球助成要項を踏襲しており、出場登録者に係

る経費も含む。一方、高野連から一定の助成があるものの、それを上回る多額の経費が必要となる実情がある。

- ・ 渡辺委員：現行要項では、助成対象者や経費の範囲が住民に分かりにくい。要項よりも明確な規則や規程などにより、制度を整理する必要があるのではないか？
- ・ 生涯学習課長：現行要項には運用に委ねている部分があるため、今後、住民への説明に耐えられるよう、表記や制度の在り方を整理したい。
- ・ 委員長：他にないか？
- ・ (質疑なし)
- ・ 委員長：
- ・ 委員長：以上で、調査事項「ア」を終了する。

- ・ 委員長：これより自由討議を行う。意見はないか？
- ・ (意見・質疑なし)
- ・ 委員長：以上で自由討議を終了する。

3 その他

(1) 次回委員会の開催日時について

- ・ 委員長：両常任委員長協議とする。

(2) その他

- ・ 委員長：各委員からないか？
- ・ (なし)
- ・ 委員長：議長からないか？
- ・ (なし)
- ・ 委員長：事務局からないか？
- ・ (なし)

以上をもって、合同委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	0名	議員	0名	合計	0名
------	-----	----	-------	----	----	----	----	----

令和8年7月31日

厚生文教常任委員会委員長 立川美穂